

香川県介護サービス情報の公表制度における調査に関する指針

1 基本的事項

香川県において介護サービス情報の公表制度における調査を行うに当たっては、次の事項に留意すること。

- (1) 情報の公表制度においては、利用者が事業者を選択する際の情報が適正に公表されることが重要であり、情報の正確性を担保するため、必要な調査が実施されること。
- (2) 事業所への負担を考慮し、他制度等との連携等により効率的に実施することが可能と考えられることから、実地指導と同時に行うこととする。

2 調査機関

香川県及び高松市（香川県事務処理の特例に関する条例（平成 11 年香川県条例第 40 号）第 2 条別表第 1 の 33(2)により市町が処理する事務とされたものに限る。）

3 調査が必要と考えられる事項

(1) 新規指定時

新規指定時の 6 か月程度で実地指導を行う際に、基本情報について確認を行う。

(2) 一定年数毎に実施

① 居宅系サービスについては、更新までの期間に 1 回の調査を実地指導と同時に基本情報及び運営情報について確認を行う。

② 施設系サービスについては、1 又は 2 年に 1 回の実地指導を行っていることから、実地指導と同時に基本情報及び運営情報について確認を行う。

(3) 事業所自ら調査を希望する場合

事業所の希望に応じ、基本情報及び運営情報について確認を行う。

4 調査を行わないなどの配慮をすることが適当と考えられる事項

(1) 福祉サービス第三者評価を定期的実施している事業所については、調査を行わないこととする。

(2) 外部評価が義務付けされている地域密着型サービス事業所については、調査を行わないこととする。

5 その他

必要な事項については、高松市と協議の上、運営することとする。

この指針は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。